

南九州市告示第64号

南九州市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月11日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

南九州市子育て短期支援事業実施要綱（令和4年南九州市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（短期入所生活援助事業の実施期間）

第5条 短期入所生活援助事業の実施期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。ただし、過度に長期間とならないようにすること。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

短期入所生活援助事業

区分	委託料（1人1日当たり）
2歳未満児・慢性疾患児	12,850円
2歳以上児	6,840円
緊急一時保護の母親	1,800円
送迎等	900円

夜間養護等事業

利用区分	委託料（1人1日当たり）
夜間	1,650円
休日	3,010円

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。